

大磯町立大磯小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについての根本的な考え方

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第2条第1項」に拠る）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本認識（「大磯町いじめ防止基本方針」等を参考）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、次の基本認識を持って向き合う必要がある。

◇いじめは、人権を著しく侵害し、尊厳を損なう絶対に許されない行為である。

◇いじめは、様々な背景から、様々な場面で起こり得るものである。

◇いじめは、どの児童、どの学級、どのような集団でも起こり得るものである。

◇いじめは、周りの児童も含めた「集団の構造上の問題」でもある。

◇いじめは、学校、家庭、地域社会、関係機関などすべての関係者がそれぞれの役割を果たすと共に、連携して一体となって取り組むべきものである。

2 いじめ対策に関する基本的な考え方

(1) いじめ防止に関する基本的な姿勢

本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置するなどのことが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響など、いじめに関する児童の理解を深めることを旨とし、いじめ防止等のための対策を実施します。

学校におけるいじめ防止の取組として、基本的かつ核心的なことは、いじめを生まない学級・学校づくりに努めることです。そのために、学校全体で、子どもたちの人権意識の高揚に努め、道徳性・道徳的実践力を促進することを通して、望ましい人間関係づくり、集団づくりを行うことにより、いじめ予防に取り組みます。

また、児童が多くの人から見守られ、支援されるよう、家庭や地域、関係機関等との連携を大切にします。

(2) いじめ防止に向けた態勢

本校児童は、いじめを行ってはなりません。

「いじめ防止に向けた態勢」においては、一人一人の子どもたちに対して、他人の心の痛みや相手の心に共感する「共感力」を育てることを学校づくりの骨格とし、学級が「認め合い、高め合い、教え合って学び合う温かい空間」になるように努めます。こうして、他人の役に立っている、他人から認められているという「自己有用感」の育成を図ります。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の教育活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

特に、児童を指導する立場として、校長をはじめとした教職員は、いじめに対する的確な認識・姿勢に基づき、いじめの未然防止、いじめの認知と対応、再発防止等に係る事柄についての共通認識のもと、組織的に取り組めます。

3 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・児童の豊かな情操と人権意識、道徳的実践力を育て、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育・人権教育の充実を図ります。
- ・他者理解を深めるため、話し合いを大切にされた協働的な学びと体験活動を推進します。
- ・児童の自己有用感や自己肯定感を高めるため、児童会活動や学級の係・当番等の自主的、主体的な活動を支援します。
- ・行事や体験的活動等を通して、家庭や地域、関係機関等との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめについての校内研修を充実させ、防止や早期発見、早期対応を組織的に行うよう努めます。
- ・児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、児童と関わる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

◇いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を実施します。

①生活アンケート調査…年3回（学期に1回） ※アンケートは非公開

②アンケート調査に基づく学級担任等による全児童との面談による聴き取り

◇児童及び保護者の相談に適切に対応できるよう、相談体制の整備を行います。

①教育相談日の設定…毎月を予定 年間を通して保護者に周知します。

②家庭訪問・個別懇談を必要に応じて随時実施

③教育相談窓口の設置…相談・通報のあった事案は、「いじめ防止会議・対策委員会」を通して情報共有に努めます。

④関係機関との連携…スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等との連携

◇いじめの防止等に関する教員の資質向上を図ります。

①校内児童情報交換会…原則毎月、職員会議の後に実施

②校内教育相談研修会…講師を招聘した研修会を実施

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめ、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を個別に丁寧に行います。
- ・いじめを認知した場合は、いじめをやめさせ、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、いじめを行った児童の保護者の同意のもと、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。状況によっては、スクールロイヤーと連携して対応します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署や児童相談所等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性等、インターネットを通じて発信される情報の危険性を踏まえて、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル教育の充実を図ります。

4 「いじめ防止・対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止・対策委員会」を設置し、定期（月に1回程度）に加えて必要に応じ随時開催します。

特に、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急開催します。

（１）「いじめ防止・対策委員会」の構成

児童指導担当、教育相談コーディネーター、当該学年主任・担任など

※事案の内容により、校長、教頭、教務主任、養護教諭などが参加します。

※事案の内容に応じて第三者の参加を、町教育委員会と検討し、校長が任命します。

（２）活動内容

- ・いじめの情報収集と対応についての検討
- ・いじめ防止等の取組みを検討
- ・管理職はじめ全教職員への情報共有
- ・教育委員会はじめ関係機関との連携の調整

5 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、町教育委員会を通じて町長に報告し、町教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。また、町教育委員会が調査主体になる場合には、調査及び報告書の作成等に移譲し協力します。

（１）「いじめ調査委員会」の構成

管理職、教務主任、児童指導主任（担当）、教育相談コーディネーター、当該学年職員、専門的知識及び経験を有する者等の第三者など

※事案内容により、構成員については、当該調査の公平性・中立性を確保するよう町教育委員会と検討し、校長が任命します。

（２）活動内容

- ・いじめ重大事態に関して可能な限り事実を明確にして再発防止を図る調査
調査によって明らかになった事実関係については、関係する児童やその保護者に対し、適時・適切な方法での説明を行います。
- ・町教育委員会を通して町長への調査結果報告
学校が実施した調査結果は、教育委員会を通じて、町長に報告します。
その際、いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童、またはその保護者の所見をまとめた文書を添えて提出します。

6 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめに関わる項目を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

平成26年3月31日策定

平成27年9月 1日改訂

平成28年3月31日改訂

令和 2年3月31日改訂

令和 3年3月31日改訂

令和 5年4月 5日改訂

令和 6年4月 1日改訂

令和 7年4月 1日改訂